

令和8年4月24日
環境省京都御苑管理事務所

「競争入札の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく
「環境省京都御苑の維持管理業務」に係る落札者の決定及び契約の締結について

競争入札の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札を行った「環境省京都御苑の維持管理業務」については、下記のとおり落札者を決定し、契約を締結しました。

記

1. 落札者及び契約相手方の住所、名称及び代表者の氏名
東京都千代田区皇居外苑1-1
一般財団法人 国民公園協会 会長 杉山 博孝
2. 契約金額(落札金額): 300,300,000円(消費税込み)
(注) 業務請負期間(令和8年4月1日~令和11年3月31日)の額
3. 落札者の総合評価点: 49.30点
(注) 総合評価点数(90点満点) = 技術点(60点満点) + 価格点(30点満点)
4. 落札者の決定の経緯及び理由
「環境省京都御苑の維持管理業務民間競争入札実施要項」に基づき、入札参加者(1者)から提出された企画書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、技術点は評価基準を満たしていた。
入札価格については、令和8年1月20日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、価格点も含めて総合評価を行ったところ、上記の者が落札者となった。
5. 落札者における本業務の実施体制及び実施方法の概要
本業務の実施に当たっては、統括責任者1名、総括責任者補佐1名、各個別業務に業務責任者各1名を配置する。
実施方法については、落札者が自ら業務運営の具体的な実施及び質の確保等について提案し作成した「環境省京都御苑の維持管理業務に関する企画書」並びに「環境省京都御苑の維持管理業務民間競争入札実施要項」に基づき、適切に実施する。

6. 本業務の実施期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

7. 業務内容

契約者が行う本業務は、京都御苑の維持管理全体のマネジメント業務、苑内の維持管理として植生管理業務、清掃業務、巡視・利用指導業務、広報案内業務、及び収益業務に係る業務である。

8. 業務の実施に当たり達成すべき質に関する事項

「環境省京都御苑の維持管理業務民間競争入札実施要項」における記載のとおり。

9. 事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により事業者が構すべき措置に関する事項

「環境省京都御苑の維持管理業務民間競争入札実施要項」における記載のとおり。

10. 事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

「環境省京都御苑の維持管理業務民間競争入札実施要項」における記載のとおり。

11. 契約者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

本業務の実施体制については、統括責任者1名、総括責任者補佐1名、各個別業務ごとに業務責任者1名、植生における業務責任者補佐1名、各個別業務ごとに業務従事者を配置し、業務内容に応じた適切な体制としている。実施方法については、「環境省京都御苑の維持管理業務民間競争入札実施要項」に基づき適切に実施することとしている。